
長柄町障がい者基本計画

(令和 3 年 度 ~ 令 和 8 年 度)

第 6 期 障がい福祉計画

第 2 期 障がい児福祉計画

(令和 3 年 度 ~ 令 和 5 年 度)



令和 3 年 3 月

長 柄 町

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の法的根拠と位置づけ	4
第3節 計画の対象者	4
第4節 計画の期間	4
第2章 障がい者を取り巻く状況	5
第1節 人口の推移	5
第2節 障がい者数の状況	6
第3節 障がい者制度の動向	7
第2編 障がい者基本計画	9
第1章 計画の基本理念と基本目標	11
第1節 計画の理念	11
第2節 基本目標	12
第3編 障がい福祉計画	19
第1章 第5期障がい福祉計画の達成状況	21
1 福祉施設入所者の地域生活移行	21
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
3 地域生活支援拠点等の整備	21
4 福祉施設から一般就労への移行	22
第2章 令和5年度の目標設定	23
1 施設入所者の地域生活への移行	23
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	24
4 福祉施設から一般就労への移行	24
5 地域の相談支援体制の充実・強化等	25
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築	25
7 発達障がい者に対する支援	25

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策.....	26
第1節 障がい福祉計画のサービスメニュー.....	26
第2節 自立支援給付の見込み.....	27
1 訪問系サービス.....	27
2 日中活動系サービス.....	28
3 居住系サービス.....	30
4 相談支援.....	31
5 その他の障がい福祉サービス事業.....	32
第3節 地域生活支援事業の方策・見込み.....	33
1 地域生活支援事業.....	33
2 その他の地域生活支援事業（任意事業）.....	37
第3編 障がい児福祉計画.....	39
第1章 第1期障がい児福祉計画の達成状況.....	41
1 児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援の充実...	41
2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保.....	41
3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	42
第2章 第2期障がい児福祉計画の目標設定.....	43
1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実...	43
2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保.....	43
3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	44
4 障がい児の総合的な支援体制の構築.....	44
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策.....	45
第1節 障がい福祉計画のサービスメニュー.....	46
第2節 障がい児支援の見込と提供体制確保策.....	46
第4編 推進に向けて.....	47
1 計画の推進体制の確立.....	49
2 財源の確保.....	49

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

長柄町（以下、「本町」とする。）では、平成26年度に策定した「長柄町障がい者基本計画」をもとに、平成30年度に「長柄町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、「前回計画」とする。）を策定し、目標の設定と計画的な福祉サービスの提供ができるように、障がい福祉施策の推進に取り組んできました。

この度、令和3年3月をもって、それぞれの計画の期間が満了することから、目標に対する成果や進捗状況、社会情勢の変化、国の動向などを踏まえたうえで、新たに「長柄町障がい者基本計画」（以下、「障がい基本計画」とする。）、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画」とする。）」を策定します。国および千葉県も基本計画を策定しており、共生社会の実現に向け、福祉や保健、医療並びに教育等の各分野における施策の方向性を示しています。障がい者の雇用や日常生活や権利に係る法律の改正などが行われており、障がい者に対する差別や偏見をなくし、すべての人がお互いの人格・個性を尊重し、皆が助け合いながら生活できる社会を目指し、共生意識の定着を図るよう継続的に取り組んでいます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、日本中の人々の生活や経済に大きな変化を及ぼしています。障がい者が生活するうえで必要な福祉サービスの提供が制限されるなど、少なからず感染症拡大の影響を受けているところです。国が掲げる「新しい生活様式」を見据えた、具体的な施策や各サービスの必要量などの計画を立て、障がい者とその家族に寄り添った生活支援ができるよう、体制や基盤の整備を進めていくことが重要です。

本町では、国や千葉県の基本方針とリンクさせ、障害保健福祉圏域（以下、「長生圏域」という。）で連携を図り、共生社会の実現と障がい者の自立に向けた、地域生活への移行や就労に関する支援、そして近年、相談件数が増加している精神障がい対応を含めた地域包括ケアシステムの構築等を目指し、障がい基本計画及び障がい福祉計画を策定するものです。

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるといった意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

今回、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、および児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として新たに策定します。

国と千葉県の障がい者に係る計画や基本方針等を踏まえ、本町の状況などの実情を考慮したうえで障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための基本方策等を定めます。

第3節 計画の対象者

わが国には、福祉制度を公平に利用できるよう、医学的な観点から心身の機能障がいや診断・判定し、主要な障がいである身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に手帳を交付する制度があります。

本計画の対象となる障がい者は、この手帳交付者を基本にしつつ、発達障がい、高次脳機能障がい、各種の難病など、原因や症状、治療法等に関する研究が途上で、福祉的な支援方法が確立していない障がいを有する人も含みます。

また、障がいは単に機能障がいを指すだけでなく、「能力障がい・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障がい者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

第4節 計画の期間

国が定める基本的な指針等により、障がい基本計画は令和3年度から令和8年度までの6年間、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

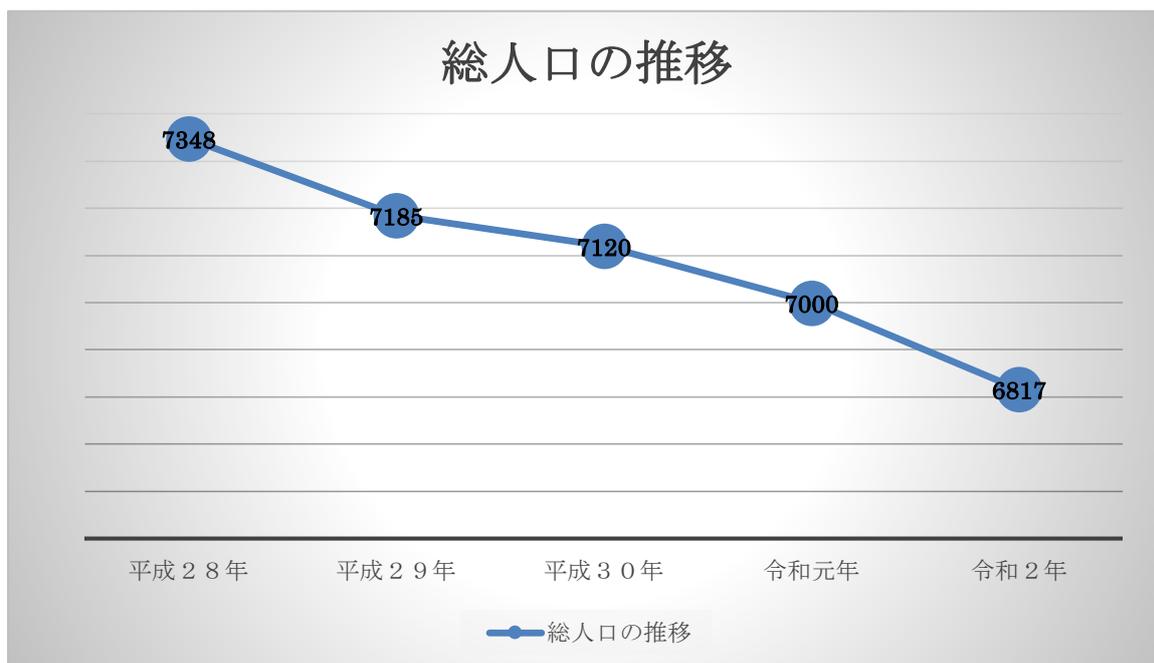
●計画期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
長柄町障がい者基本計画		第2期		第3期	令和8年度まで	
第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画						
第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画						

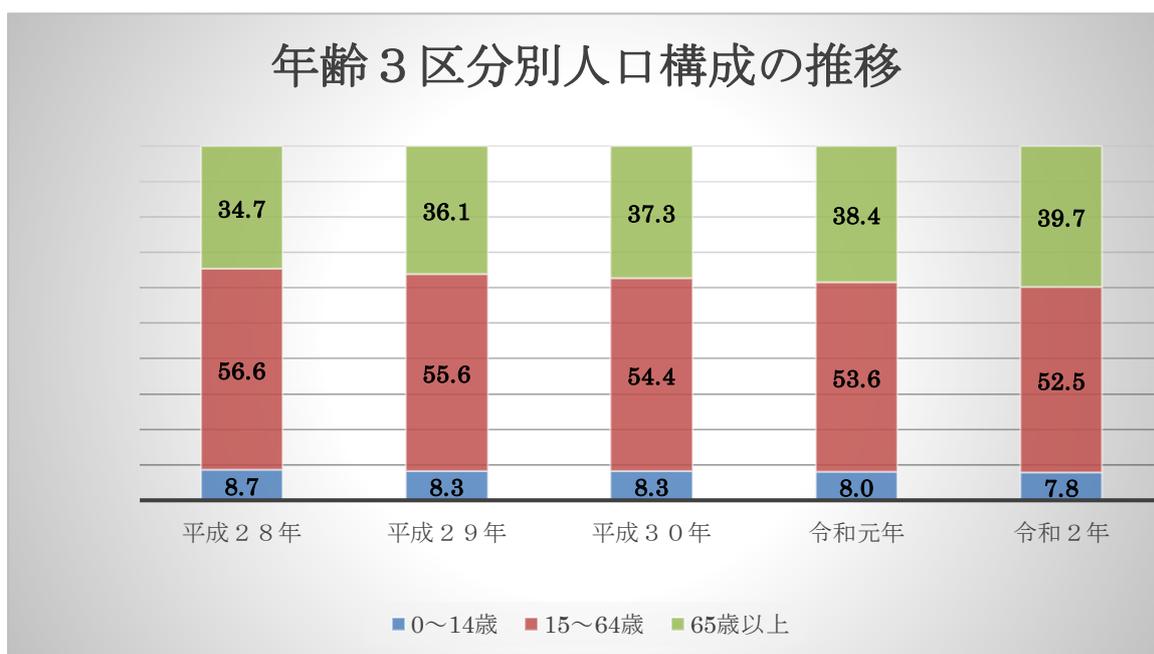
第2章 障がい者を取り巻く状況

第1節 人口の推移

長柄町の人口は、令和2年4月1日現在で6817人となっています。また、年齢3区分別人口構成では、65歳以上の人口が39%を超える高齢社会となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

第2節 障がい者数の状況

本町の令和元年度末の障がい者数の状況をみると、障害者手帳所持者数は385人で、そのうち身体障がい者は71.2%、知的障がい者は15.0%、精神障がい者は13.8%となっています。

●障がい者数の推移

(単位：人)

	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者	
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	手帳所持者	通院医療費支給者
平成28年度末	1	289	290	8	43	51	42	79
令和元年度末	3	271	274	10	48	58	53	82

※身体障がい者、知的障がい者は手帳所持者数。

●障害者手帳所持者の等級別の内訳（令和元年度末）

(単位：人)

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1級	93	㊤（最重度） A（重度）	22	1級	9
2級	42			2級	31
3級	48	Bの1（中度）	15	3級	13
4級	63	Bの2（軽度）	21		
5級	15				
6級	13				
合計	274	合計	58	合計	53

●身体障がい者の内訳（令和元年度末）

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	6	3	0	0	2	2	13
聴覚・平衡機能	2	10	0	4	0	6	22
音声・言語・そしやく	0	1	1	1	0	0	3
肢体不自由	31	26	29	36	13	5	140
内部機能	54	2	18	22	0	0	96

第3節 障がい者制度の動向

平成30年以降、障がい者福祉に関する法律や制度が次のように変化しています。

1 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

平成30年6月に公布・施行されたこの法律は、文化芸術を創造し、享受することはすべての人々の生まれながらの権利であることに鑑み、障がい者が行う文化芸術活動を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮、社会参加の促進および活躍の場を広げることを目的としています。

2 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正

令和元年6月に成立、令和2年4月に施行となりました。障がい者の雇用促進は「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」で幅広く議論され、最終的に取りまとめられた研究会報告書の中で、国や地方自治体の多くの機関で対象障害者雇用の確認や計上に誤りがあり、法定雇用率が達成されていない事が明らかになりました。このような状況を踏まえ、官民間わずに障がい者をはじめ、すべての労働者が働きやすい環境を作ることが重要との観点から改正されました。

3 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正

令和2年6月に施行されました。2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、競技大会のレガシーとしての共生社会の実現、心のバリアフリーの観点からも施策の充実や必要な制度の整備が行われています。公共交通事業者に対してのスロープ板の適切な設置や操作、公共交通機関の乗り継ぎ等の円滑化、国が認定する観光施設や宿泊施設の障がい者サービス情報提供の促進が盛り込まれています。

第2編 障がい者基本計画

第1章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

前回計画で定めた基本理念「人が健康で支えあうまちづくり」は、支え合いながら健やかに生活していくことはすべての町民にとって普遍的なものです。

また、基本理念をもとに障がい者を含むすべての人が共生共存でき、お互いに助け合い安心・安全に暮らせるまちづくりを推し進めてきたところです。

しかしながら、障害者基本法が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現はいまだ道半ばであり、この実現をめざし、着実に歩いていくことが求められます。

このため本町では、まちづくりを推進していくための基本理念（基本的な考え方）は前回計画の理念を継承しつつ、「ともに生き、ともに支え、ともに参画できるまちづくり」と定め、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支えあうまちづくり、そして、すべての障がい者が自分の望む生き方を主体的に選び、個性を発揮して地域活動で活躍しながら自立した生活を送れるまちづくりを目指して、各施策を展開・推進していきます。

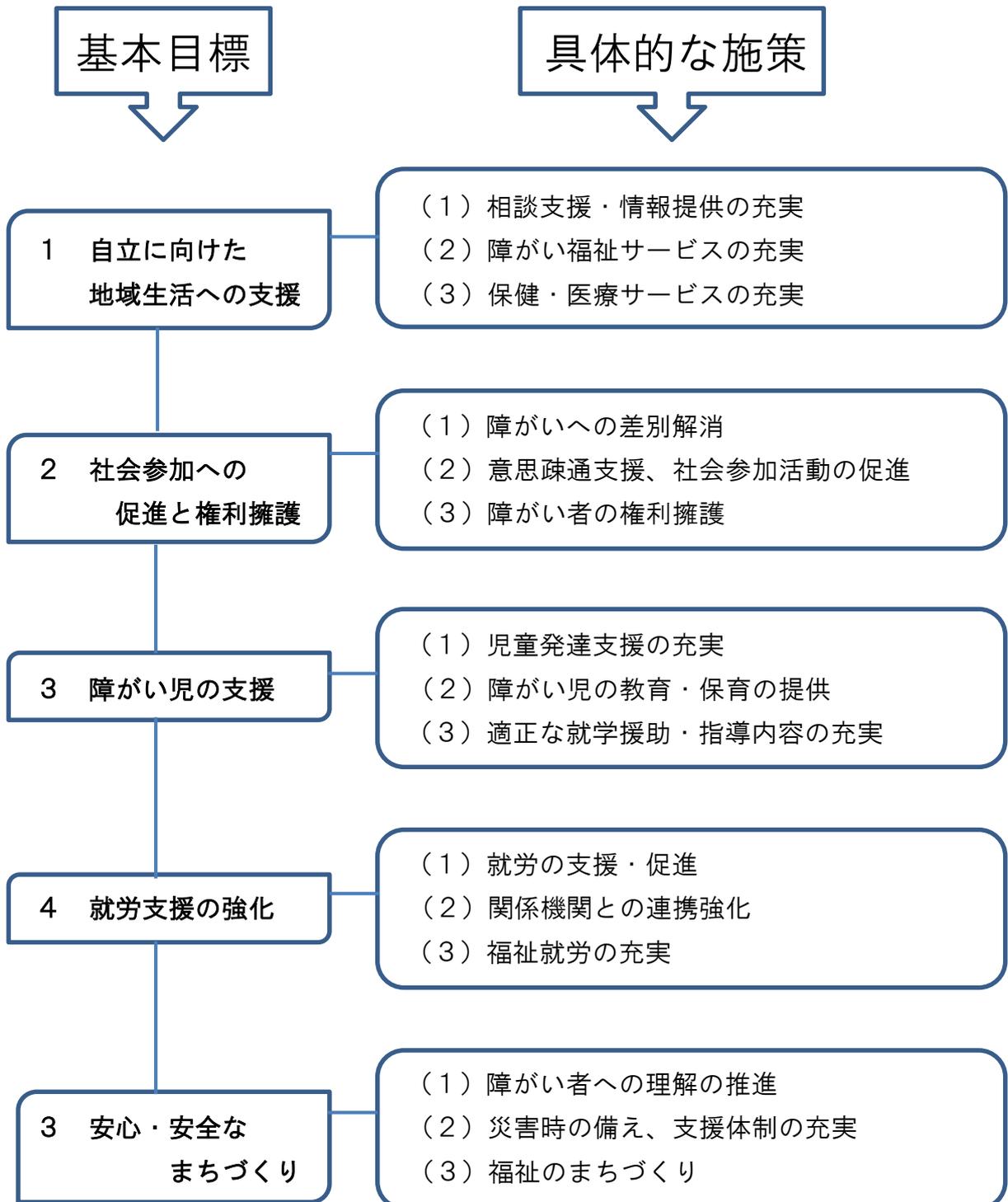
基本理念

ともに生き、ともに支え、
ともに参画できるまちづくり

第2節 基本計画の目標

基本計画の理念に基づき、以下の5つの基本目標を掲げます。それぞれの目標達成に向け各施策の推進を図ります。

基本計画体系図



1 自立に向けた地域生活の支援

障がい者の自立生活に向けて、できる限り住み慣れた地域で生活を継続でき、施設入所者や長期入院者がスムーズに地域生活に移行できるようにするため、障がい者の自立支援給付・地域生活支援事業や提供など、個々の状況や希望に合った支援を進めます。そして、各自治体の情報交換や支援施策など障害保健福祉圏域で保健・医療分野と連携しながら、地域生活支援拠点の活用を促進し細やかな対応を目指します。

(1) 相談支援・情報提供の充実

些細な事でも気軽に相談できるよう、相談支援の窓口の利便性を向上し、関係部署との連携体制を整えます。また、サービスに関連する利用者の状況把握に努め、適切なケアマネジメントを行なうことにより、必要としている情報やサービス提供に努めます。

(2) 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの利用に関し、障がいの内容や個々の状況によって複合化、複雑化する生活課題へ対応が求められています。すべての障がいのある人が生活するうえで必要としているサービスの内容や必要量など、適正な給付を行い、さらに可能な限り希望に沿えるように計画相談事業所との連携を図ります。

(3) 保健・医療サービスの充実

町内医療機関をはじめ、県総合リハビリテーションセンター等、関係機関との必要な連携を行い、適切な支援・対応を図ります。また、乳幼児は訪問や健診等を通じて障がいの早期発見につなげ、中高年においては特定健診等の各種健診対象者は積極的な勧奨を行い、健康維持および生活習慣の予防など、障がいにつながる前の事業充実に努めます。

2 社会参加の促進・権利の擁護

すべての住民が互いに尊重しあえるよう、障がい者への不当な差別や偏見を解消するため、家庭や地域・学校などあらゆるところで、正しい理解を深める活動と多様な啓発活動を推進します。

また、個々の状況に応じた相談支援体制を整え、手話・要約筆記など、多様な手段で意思の伝達や理解が行える環境づくりに努め、成年後見人制度の活用など、障がい者の権利を擁護するよう努めます。

(1) 障がいへの差別解消

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がい者に対する差別等、障がいの有無に分け隔てられることなく、共生社会の実現が求められています。長生圏域では、障がい者を支援する団体や自治体職員で構成する「長生郡市障害者差別解消支援地域協議会」が設置されており、障がい（者）に対する偏見がなくなるよう、更に協議を重ね、啓発活動を行ないます。

(2) 意思疎通支援、社会参加活動の促進

障がいのある人にとって、地域の中で自立した生活を送るには、より多くの情報を取得し、意思表示や決定などのコミュニケーションが行えるようにすることが重要です。特に視覚・聴覚障がい者は情報取得が困難な場合が多く意思疎通支援が必要不可欠です。本町では、手話ボランティア育成として、長生圏域での各種講座や教室の開催を支援し、受講修了者のボランティア登録制を行っています。

また、コミュニケーションの手段が充実することによる、社会参加や文化芸術活動など、様々な場で幅広く活躍できるよう支援を行なっています。

(3) 障がい者の権利擁護

障がい者が安心して生活していくための権利擁護の体制整備が必要であり、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などの法整備が行われました。また、知的障がいや精神障がい、認知症などにより、判断能力が十分でない人への支援として、成年後見制度の相談や申立ての支援、場合により、制度の利用に要する経費や後見人等の報酬の助成などを行います。

3 障がい児への支援

障がいのある子どもの支援体制の確立は、その子の将来の生活を豊かにするために必要不可欠であり、支援を受けながら地域でともに学び、育つことがとても重要です。そのため、地域の子ども・子育て支援体制や施設の充実、療育を受けるための通所施設と学校が連携し、子どもの障がいの特性や、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進をします。

そして、障がいの有無に関わらず、幼少期からの成長記録や個々の状況を把握し、支援体制の確立と各関係機関の連携や適切な進路相談・指導の実施を行えるよう、ライフサポートファイルの活用と普及を促進します。

(1) 児童発達支援の充実

障がいのある子どもやその保護者にとって、一人ひとりの個性や適性に応じた発達支援は、その子の可能性を伸ばし、将来の社会適応や自立に大切な役割を果たします。本町では、保健師による乳児訪問から始まり、1歳6か月健診や3歳児健診時に発達支援の専門職が面談等を行い、障がいの早期発見・早期対応する事で適切な支援につなげて行く体制を整えます。

(2) 障がい児の教育・保育の提供

町内唯一の認定こども園「ながらこども園」では、障がい児に対する職員の加配をし、体制を整えたうえで受け入れを行っており、学校においても特別支援学級の設置をし、個々に合せた最適な育ちの場を確保します。

また、本町には、児童発達支援センターをはじめ、保育所訪問支援や放課後デイサービス等を提供する事業者がないため、長生圏域内の事業者と連携を図りながら、必要とする福祉サービスを利用できる体制の確保に努めます。

(3) 適正な就学援助・指導内容の充実

障がいの種類や程度は個々によって違うため、特性や性格、状況などを的確に把握し、最適な保育・教育の場の提供を行います。それには、保健・医療・福祉・教育の各分野における連携強化が必要です。本町では、こども園と小・中学校で長柄町教育研究会の設置をし、障がい児をはじめ、すべての子どもが保育と教育のスムーズな接続が行えるよう、体制の整備を行い適正な就学指導に努めます。

4 就労支援の強化

障がい者がいきいきと働きながら生活することは、経済的自立と生きがいのある生活をおくるために必要なことです。それには、就労継続支援や就労移行支援、就労定着支援などの福祉サービスを活用しながら、一般就労へ移行することが重要となります。そこで、ハローワークや就労支援事業所との情報共有と連携を密にし、本人の希望する実習先や就労先の確保、障がい者雇用に係る事業者等に対する支援制度の普及や啓発を行います。

また、行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、就労や通所を安定的に継続するための支援に努めます。

(1) 就労の支援・促進

障がいのある人にとって、社会参加のひとつである就労は重要であり、働く意欲のある人がその適正に応じて能力を発揮することが個人や地域社会にとっても必要な事です。本町では、障がい者の法定雇用数を達成しており、地域の企業者や関係機関が率先して障がい者雇用を敢行するよう啓発していきます。

(2) 関係機関との連携強化

障がいのある人の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所をはじめ、障がい者就業に関係する各機関、長生地域生活支援センター及び就労支援サービス事業者などと連携を図り、それぞれの個人にあった福祉サービスの利用を行いながら、雇用に関する情報提供を行い、就労の場や機会の提供に努めます。

(3) 福祉的就労の充実

就労継続支援事業所との連携を図り、障がい者の就労率を向上させることに努めます。実際に本町では、令和2年度の就労継続支援A型・B型のサービス利用者は前年比で2倍近くになっており、今後の就労へ繋がるようさらなる支援を行ない、障がい者の社会・地域活動参加へ寄与していきます。

5 安全・安心なまちづくり

障がい者が、安全に安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、交通、防災、防犯などの面での障がい者への配慮に努めるとともに、施設および心のバリアフリー化を進めていきます。災害等の緊急時は、職員と民生委員や地域住民が連携を図り、状況確認と必要な支援を行ないます。

また、町内の公共交通機関は路線バスのみであるため、障がい者等の移動手段の確保や支援を行ない、外出機会の増と経済的負担の軽減に努めます。今後も障がい者のニーズ把握を行い、暮らしと利便性向上に努めます。

(1) 障がい者への理解の推進

障がいのある人への偏見や差別は少なからずあります。そして、そのような事をなくすには、「障がい」に対する正しい理解と認識を定着させることが必要です。本町では、各障がい者（児）団体や事業所と連携し、主に小中学校の児童が福祉事業者等の主催するイベントへ参加したり、ボランティア体験等の機会を設けたりして、交流を深めることにより理解と認識を定着していくよう図っていきます。

(2) 災害時の備え、支援体制の充実

障がいのある人やその家族にとって、災害時の避難は大きな課題となります。令和元年秋に、台風15号の影響による停電、台風19号の影響による大規模な水害に見舞われました。民生委員による要支援者名簿の確認により、安否確認は行なえたものの、障がい者の生活電源の確保など、備えや体制整備が必要との課題も判明しました。本町では、被災した経験を活かし、障がい者に必要な備蓄品の確保、支援体制のさらなる強化・充実を図っていきます。

(3) 福祉のまちづくり

障がいのある人をはじめ、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めることが本町の基本です。本町は生活の基盤である公共交通が衰退し、障がい者や高齢者の移動手段が限られています。そこで、障がい者や妊産婦、高齢による免許返納者等に対する移動手段の確保として、社会福祉協議会の福祉タクシーの充実や、タクシー協会と協定を締結することによる利用料金の助成など、今後は対象者や助成額の見直しなど、住みやすいまちづくりを行っていきます。

第3編 障がい福祉計画

第1章 第5期障がい福祉計画の達成状況

第5期障がい福祉計画で定めた数値目標の達成状況は次のとおりです。

1 福祉施設入所者の地域生活移行

「福祉施設入所者の地域生活移行」については、平成28年度末を基点に令和2年度に施設入所者1人の減少を目標としました。計画期間中、1減1増で入所者の総数に変化はありません。今後、一人でも多くの障がい者が地域移行できるよう、体制の整備や支援の充実を行なっていきます。

● 「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標の達成状況

	平成28年度	令和2年度
年度末時点利用者数の目標	7人	7人
年度末時点利用者数の実績	7人	7人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院している精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、精神病院や実際に援助する事業者の支援だけでは非常に困難であり、自治体を含めた地域精神保健福祉の一体的な取り組みが必要不可欠です。現在は、長生圏域の協議会や精神障がいの分科会の中で、さまざまなケースの情報共有や各関係機関との連携を図り、精神障がい者の地域移行をスムーズに展開できるようにするとともに、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け検討します。

3 地域生活拠点の整備

地域生活拠点は、障がい者の相談や実際の現場対応など、専門性を必要とします。

また、障がい者が生活するうえで情報収集や各種支援の基盤となるものであることから、早期の設置に向けて検討を重ねました。しかし、現在も設置には至らない状況です。現在も長生圏域で、各市町村が連携を図りながら進めているところです。

4 福祉施設から一般就労への移行

一般就労に移行する人数は目標達成していますが、就労移行支援事業所の利用者については、未達成です。令和2年度中に就労移行支援を利用する者が3名に増加し、一般就労が見込める状況です。今後も障がい者の自立した生活の足掛かりとなるよう、一般就労へ繋がるように支援を継続していきます。

● 「福祉施設から一般就労への移行」の数値目標の達成状況

	目標	実績見込み
一般就労移行者数	1人	1人
就労移行支援事業利用者数	6人	3人



第2章 令和5年度の目標の設定

国の基本指針、基本計画に基づき、地域生活移行や就労支援などについて以下の成果目標を掲げ、本町のサービス利用者状況や情勢を踏まえ、日常生活及び地域生活への移行を支援するため、その達成をめざした方策を定めます。

1 施設入所者の地域生活への移行促進

「施設入所者の地域生活への移行」については国の方針として、令和元年度末と比較し、「施設入所者数の1.6%以上削減」、「施設入所者数のうち6%以上が地域生活移行」と目標を掲げています。

本町では、「入所者数の削減目標」を1人、「入所から地域生活に移行する人数の目標」を1人と設定します。

●「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標等

項目	数値目標等
令和元年度末時点の入所者数	7人
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	1人(14%)
令和5年度末の入所者数	6人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していく必要性を求められています。本町は、長生圏域での連携を図りながら「保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置」を進めていましたが、令和2年度末で未設置のため、今後、長生圏域で組織している長生郡市総合支援協議会と連携を図り、令和5年度末までの構築に向け検討を重ねていきます。

●「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の数値目標等

項目	数値目標等
福祉関係者等、関係者による協議の開催	2回
協議に参加する見込み人数	10人
協議の場における目標設置・評価の実施回数	2回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

「地域生活支援拠点」とは地域移行を進めるため障がい者等からの相談やアドバイス、緊急時の対応など一連の流れの中で切れ目なく支援を行なう拠点です。

本町においては、令和5年度末までに、地域生活支援拠点や基幹相談支援センター、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の構築等について、長生圏域での実施を関係施設や機関と検討していきます。

● 「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の数値目標等

項 目	数値目標等
支援拠点、基幹相談支援センター等の整備	1か所

4 福祉施設から一般就労への移行等

「福祉施設から一般就労への移行」については、国では「年間一般就労に移行する人数が、令和元年度の移行実績の1.27倍以上となること」、「就労移行支援事業の利用者数が令和元年度の1.3倍以上増加すること」など、継続支援や定着支援等、障がい者の就労支援事業についての目標を掲げています。

本町は就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者数は令和元年から令和2年度にかけてそれぞれ増加しています。今後も一般就労に繋ぐために、個々の支援と事業者の確保・調整をしていきます。

● 「福祉施設から一般就労への移行等」の目標等

項 目	数値目標等
福祉施設から一般就労に移行する人の数	2人
就労移行支援事業の利用者数	3人
就労継続支援事業（A型）からの一般就労数	1人
就労継続支援事業（B型）からの一般就労数	3人
就労定着支援事業の利用者数	1人
就労定着支援事業の定着率	70%

5 地域の相談支援体制の充実・強化等

国は令和5年度までに、各市町村または各圏域において、「総合的・専門的な相談支援の実施」と「地域の相談支援体制の強化を実施する体制」の確保を目標としています。本町では、この機能について長生圏域で「社会福祉法人九十九会」に委託しその役割を担っています。今後も関係する各協議会や団体などと連携し、基幹相談支援センターの設置および支援体制の充実に向け、検討していきます。

●「地域の相談支援体制の充実・強化等」の目標等

項 目	数値目標等
基幹相談センターの設置	1 か所
関係機関の支援体制の充実、強化のための取組や協議等	4 回

6 福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

障害者総合支援法の基本理念をもとに、多様化するサービス内容の理解と利用者のニーズ把握・分析を行い、適切な障害福祉サービスの提供が求められます。

本町では、研修に積極的な参加をして職員のスキルアップや状況の把握に努め、システム情報等を事業者と共有し適正なサービス提供をするよう努めます。

●「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築」の目標等

項 目	数値目標等
県や関係機関が開催する研修への職員参加人数	2 人
システム情報の分析・活用及び事業者等との共有の有無および回数	有 4 回

7 発達障がい者に対する支援

発達障がい等、早い段階での発見と対処・支援をすることが重要です。必要な知識等を取得し必要な支援や情報提供をしていくため、ペアレントプログラム等の受講など制度の導入を図ります。また、ライフサポートファイルの活用、療育支援コーディネーターや関係機関と連携を図り、支援の充実に努めます。

●「発達障がい者に対する支援」の目標等

項 目	数値目標等
ペアレントプログラム等の受講者数	2 人
ペアレントメンターの人数	1 人
ピアサポート活動への参加人数	1 人

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい福祉計画のサービスメニュー

「障害者総合支援法」に基づき、以下のサービスを提供します。

	介護給付	訓練等給付	自立支援給付	その他の自立支援給付	児童福祉法のサービス	身体	知的	精神・発達	障がい児
1 自立支援給付									
(1) 訪問系介護給付5サービス	○					○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス									
①生活介護	○					○	○	○	
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○				○	○	○	
③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援		○				○	○	○	
④療養介護	○					○	○	○	
⑤短期入所	○					○	○	○	○
(3) 居住系サービス									
①自立生活援助		○				○	○	○	
②共同生活援助（グループホーム）		○				○	○	○	
③施設入所支援	○					○	○	○	
(4) 指定相談支援									
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○					○	○	○	
(5) その他の自立支援事業									
①自立支援医療				○		○		○	○
②補装具費の支給				○		○			○
2 地域生活支援事業									
①理解促進研修・啓発事業						○	○	○	○
②自発的活動支援事業						○	○	○	○
③相談支援事業						○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業							○	○	
⑤成年後見制度法定後見支援事業							○	○	
⑥意思疎通支援事業						○			○
⑦日常生活用具給付等事業						○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業						○			○
⑨移動支援事業						○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業						○	○	○	
⑪日中一時支援事業						○	○	○	○
⑫訪問入浴サービス事業						○			○
⑬自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成						○	○		
3 障がい児支援									
①児童発達支援事業					○				○
②放課後等デイサービス					○				○
③保育所等訪問支援					○				○
④障がい児相談支援					○				○

第2節 自立支援給付の見込み

1 訪問系サービス

訪問系介護給付（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）を提供します。それぞれのサービスの内容は以下のとおりです。

●サービスの内容

名称	内容
居宅介護	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者が自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者で、外出時に著しく困難な状況となる場合に、援護（身体介護や代読、代筆など）を行います。
行動援護	知的・精神障がい者など、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障がい者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

●サービスの利用実績および見込み ※令和2年度は令和2年11月までの実績に基づく

サービス種別	単位	第5期見込			第5期実績			第6期見込		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用者数（人）	8	8	8	8	8	8	9	9	9
	利用時間（時間/月）	100	100	100	91	88	96	110	110	110
重度訪問介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数（人）	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	利用時間（時間/月）	40	40	40	22	19	5	25	25	25
行動援護	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【事業量の見込みおよび確保策】

訪問系介護サービスの見込みは利用実績、現利用者の状況変化や情勢の変化に基づき増加傾向となっています。サービス利用者や施設入所者の地域移行等についても同様です。しかし、重度訪問介護及び同行援護については過去実績含め、現在も利用がない状況であるため、利用見込はありません。

今後はサービス事業者との連携を一層強化し、安定したサービス量の確保及び質の向上を目指し、様々なニーズに対応できるよう取り組みます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは主に通所施設における日中活動を支援するサービスです。それぞれのサービス内容は以下のとおりです。

●サービスの内容

名称	内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
機能訓練	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 [利用期間] 18か月以内
生活訓練	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 [利用期間] 24か月以内（長期入所者の場合は36か月以内）
就労移行支援	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用期間24か月以内）
就労継続支援 （A型＝雇成型）	雇用契約に基づく就労機会を提供し就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 （B型＝非雇成型）	就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

●サービスの利用実績および見込み

サービス種別	単位	第5期見込			第5期実績			第6期見込		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	利用者数(人)	19	19	19	18	19	21	22	22	22
	利用時間(時間/月)	320	330	330	295	312	246	350	350	350
機能訓練	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	利用日数(延日/月)	0	0	0	0	0	0	10	10	10
生活訓練	利用者数(人)	1	0	0	2	1	1	1	1	1
	利用日数(延日/月)	22	0	0	21	4	5	10	10	10
就労移行支援	利用者数(人)	2	2	2	1	1	1	2	2	2
	利用人数(延日/月)	40	40	40	18	18	19	40	40	40
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	2	2	2	2	1	1	2	2	3
	利用日数(延日/月)	40	40	40	28	18	17	35	35	50
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	10	10	10	11	13	15	15	15	15
	利用日数(延日/月)	170	170	170	188	205	252	290	290	290
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	1	0	0	1	1	1	2
療養介護	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	6	6	6	5	6	6	5	5	6
	利用日数(延人/月)	50	50	50	44	53	52	40	40	50
短期入所(療養型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	利用日数(延人/月)	0	0	0	0	0	0	5	5	5

【事業量の見込みおよび確保策】

日中活動系サービスも同様に増加傾向ですが、一人ひとりの状況に合わせた必要量の確保と提供ができる体制を図る支援を行ない、日中活動の利用促進を図ります。また、就労系サービスは平成30年度から増加している状況です。就労は障がい者の地域生活移行には必要なことであり、関係機関や事業所との連携を行い、障がいの種類や状態に合わせて本人の希望する就労支援が提供できる体制を整えていきます。短期入所についてはニーズに対して利用できる施設が少なく、突発的な利用がなかなか難しい状況であるため、長生圏域と事業者で調整を図りながら対応できるよう努めます

3 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設などにおいて住まい及び生活の場を提供するサービスです。それぞれのサービス内容は以下のとおりです。

●サービスの内容

名称	内容
自立生活援助	ひとり暮らしを希望するひとに対し、定期的な巡回訪問や随時の相談対応により、障がい者の理解力、生活力を補います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間等に介護が必要な人、および通所が困難な自立訓練や就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

●サービスの利用実績および見込み

サービス種別	単位	第5期見込			第5期実績			第6期見込		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立生活援助 (うち精神障害者)	利用者数 (人)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)
共同生活援助 (うち精神障害者)	利用者数 (人)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	5 (2)	7 (2)	8 (3)	8 (3)	8 (3)
施設入所支援	利用者数 (人)	6	6	6	6	7	7	7	7	6

【事業量の見込及び確保策】

自立生活援助についてグループホーム利用者や施設入所支援利用者の在宅移行などによる利用が想定されるため、サービス事業者の確保に努めます。なお、在宅移行が増加しても、新規の施設入所支援利用者や長期入院者の地域移行などによる利用の増が想定されるため、サービス利用者はほぼ横ばいの状況です。

また、利用者の増加に対応するには既存施設の拡充や、新規事業参入を積極的に促進する必要があり、同時に施設入所支援利用者の地域生活移行を増加させバランスの確保に努めます。

4 相談支援事業

障がい者の福祉に関する相談事業として3つの関連する事業があります。サービスの内容は表のとおりです。

●サービスの内容

名称	内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員により個々のケアプランの作成をします。 ・基本相談支援（通常の相談） [相談場所] 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所（障がい者支援施設・医療機関を想定）
地域定着支援	24時間体制の緊急時の相談等を含めた支援を行いません。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所（指定特定相談支援事業所の兼務を想定）

●サービスの利用実績および見込み【月平均】

区分	単位	第5期見込			第5期実績			第6期見込		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数 (人)	7	7	7	7	8	13	13	14	15
地域移行支援 (うち精神障害者)	利用者数 (人)	0 (0)	1 (0)							
地域定着支援 (うち精神障害者)	利用者数 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)

【事業量の見込みおよび確保策】

本町ではサービスの利用者が増加しています。本サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立ち、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

また保健・医療・福祉などの関係者による協議の場（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）の構築に努め、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を図ります。サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。

5 その他の障がい福祉サービス事業

医療費や補装具関係、その他のサービスは下記のとおりです。

●事業の内容

名 称	内 容
更生医療	18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費の支給を行います。
育成医療	18歳未満の身体障がい児の手術など(斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など)のための医療費の支給を行います
精神通院医療	精神障がいなど心の病気により指定医療機関で受ける通院医療費の支給を行います。
療養介護医療	医療が必要であり、かつ常時介護を要する身体障がい者が受けた医療費の支給を行います。
補装具費	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具(義肢や車いす等)に係る費用の支給を行います。
タクシー利用助成	障害者手帳をお持ちの方に対し、民間タクシーを利用する場合の料金を、町が発行するチケットにより助成します。

第3節 地域生活支援事業の方策、見込み等

1 地域生活支援事業

自治体が主体となって地域の特性や実情、利用者の状況によって柔軟に対応できる事業です。このことにより、効率的・効果的に事業を進められ、障がい者一人ひとりのニーズに対応が可能となります。

本町では、自立した日常生活と社会生活を実現するために、これらの事業の推進を図ります。

●事業の内容一覧

名称	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において、障がいのある人等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者、要約筆記者等を派遣するサービス」です。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活に必要な用具を給付または貸与をすることにより、自立に向けた支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

移動支援事業	移動支援事業は、自立支援給付の訪問サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援する事業です。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

●地域生活支援事業の実績および見込み

区分	単位	第5期見込			第5期実績			第6期見込			
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	
	地域総合支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
	基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有	無	無	有	無	有	
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	有	
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	0	0	1	0	0	0	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	利用者数(人)	0	0	0	0	2	0	1	1	1
	要約筆記者派遣(手書き・PC)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	手話通訳者設置	設置数	0	0	1	0	0	1	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	件	1	1	1	0	0	1	1	1	1
	自立生活支援用具	件	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	1	1	1	0	0	1	1	1	1

日常生活用具 給付事業	情報意思疎 通支援用具	件	1	1	1	3	4	1	2	2	2
	排泄管理支 援用具	件	43	43	43	37	37	45	45	45	45
	居宅生活動 作補助用具 (住宅改修)	件	1	1	1	0	1	0	1	1	1
手話奉仕員養成 研修事業	登録数 (人)	2	2	2	2	2	1	2	2	2	
移動支援事業	実利用者	5	5	5	4	9	8	9	10	10	
	延べ時間 (時間)	470	470	470	295	313	300	350	400	400	
地域活動支援セ ンター事業	設置個所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	利用者数 (人)	15	15	15	52	56	50	55	55	55	

【事業量の見込みおよび確保策】

○理解促進研修・啓発事業

障がいのある人への理解・認識を深めるために、本事業の活用により関係機関や団体等が行う研修会・講習会の活用や開催、および啓発活動を展開し、共生社会を実現するため、各関係機関等との連携を図ります。

○自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域の住民やボランティア団体等が自発的に行う活動に対する支援事業を実施します。

○相談支援事業

相談支援事業については、町健康福祉課で実施しているほか、「長生地域生活支援センター」と「社会福祉法人九十九会」に委託して実施していますが、新たに「基幹相談支援センター」の設置・事業展開に向けて協議します。

○成年後見制度利用支援事業

利用実績はないものの、今後は利用しようとする知的障がいや精神障がいのある人の、家族の高齢化が見込まれています。実際に利用しようとした場合に確実な結び付けができるように、広報やホームページで周知し支援体制を整えます。

○成年後見制度法人後見支援事業

高齢者分野においては、必要に応じて地域包括支援センターと情報の共有と調査研究などの連携を強化し、法人等の確保に努めます。

○意思疎通支援事業

手話通訳者および要約筆記者の派遣について、本町では社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実績としては令和2年度の1件のみです。今後、手話奉仕員養成講座の受講修了者の活用などを行います。

○日常生活用具給付事業

利用者数は、ほぼ横ばいか微増傾向にあります。今後さらに事業内容の周知に努め、障がいの種類や個々の状況に合せた支給を行い日常生活の支援をします。

○手話奉仕員養成研修事業

養成講座は2年に渡り前期・後期を長生圏域で開催しています。本町では毎回2名の受講を目標に、ホームページや広報などを通じ受講者の募集を行います。

○移動支援事業

利用者の増加傾向に伴い、安定したサービス利用ができるように、実施事業所との連携および情報収集を図ります。

○地域活動支援センター事業

長生圏域内1か所、Ⅰ型のみので運営であり、相談支援事業を合わせて委託を行っています。なおⅡ型・Ⅲ型は長生圏域にないため、見込みはありません。



2 その他の地域生活支援事業（任意事業）

任意事業は地域特性や実情により町の自主的な判断により実施する事業です。本町では、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの組み合わせにより、効率的かつ効果的にサービス提供が可能になるよう支援を行ないます。

また、長生圏域でも事業内容の調整を図ることにより、利用者が転入居等をしてサービスを継続して受けられるよう配慮をしていきます。

●事業内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する。
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業は、身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供しています
自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成	自動車運転免許取得費助成は、身体障がい者・知的障がい者が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

●サービスの利用実績および見込み

区分	単位	第5期見込			第5期実績			第6期見込		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	利用数(人)	5	8	8	3	4	4	5	5	5
訪問入浴サービス事業	利用数(人)	3	3	3	2	2	2	2	3	3
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成	利用数(人)	1	1	1	1	1	0	1	1	1

【事業量の見込みおよび確保策】

任意の各事業について、現在のサービス提供体制の確保を行います。また、現在行っていない事業であって、ニーズや見込みがある場合については、関係機関との調整・協議を行い、必要に応じて実施していきます。

第4編 障がい児福祉計画

第1章 第1期障がい児福祉計画の達成状況

第1期障がい児福祉計画で定めた目標の達成状況は次のとおりです。

1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターの設置に関して、現状では単独設置は行なっていませんが、長生圏域での協議の場を設置し、情報交換などを行うことにより連携を維持しながら、利用者の支援に努めます。

また、保育所等訪問支援事業所は、十分なサービス提供体制ではありません。今後も新規参入事業所の推進等、各関係機関と調整をはかりながら体制構築に向け協議していきます。

● 「児童発達支援センターの設置」の目標達成状況

	目標	実績見込み
年度末時点の目標	設置	長生圏域で1か所

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

長生圏域での設置を前提に各市町村、関係機関や事業所との情報交換や連携を図りながら検討してきました。現時点では設置に至っておらず、引き続き設置、事業所の確保に向け検討し、協議を重ねていきます。

● 「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の目標達成状況

	目標	実績見込み
年度末時点の目標	確保する	未確保

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

長生圏域での関係機関や事業所との情報交換や連携を図りながら設置を目指しましたが、現在設置に至っていません。引き続き、長生郡市総合支援協議会や各関係機関と調整を図りながら設置について推進します。

- 「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の目標達成状況

	目標	実績見込み
年度末時点の目標	設置	未設置

第2章 第2期障がい児福祉計画の目標設定

「長柄町第2期障がい児福祉計画」では、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する目標を定めます。前回計画の未達成状況を踏まえ、療育支援コーディネーター事業の活用や、子育て包括支援センターの機能充実を図り、障がいの早期発見と適切な支援を目指すものです。

1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支の充実

近年、幼児・児童の発達相談に関する件数は増加しております。児童発達支援センターの設置は障がいのある子どもの日常生活や集団生活に必要な基本的動作を覚え、将来の地域生活がスムーズに行えるよう支援の拠点となるものです。現在、長生圏域での設置の連携を維持し、本町としては「子育て包括支援センター」の活用により児童発達支援センター機能を併せ持つなど、町単独設置に向けての検討と関係機関との協議を重ねていきます。

また、保育所等訪問支援事業の充実についても同様に設置に向けた検討を重ねます。

●「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」の数値目標等

項目	数値目標等
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の充実	1か所

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本町では、人材・人員の確保及び利用者の見込みから判断し町単独での設置が困難であることが想定されます。については、身近な地域での支援体制を整えるため、令和5年度末までに長生圏域での設置に向け協議を重ねていきます。

また、放課後デイサービス事業所の確保についても長生圏域での設置・機能確保及び新規事業参入の促進をすることを目標とし、利用者の利便性の向上を図ります。

●「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の数値目標等

項目	数値目標等
基幹相談センターの設置	1か所

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

長生圏域及び長生郡市総合支援協議会での設置の連携を維持し、保健や福祉、医療等の関係機関が協議をする場の設置を進め、療育支援コーディネーター事業活用と医療的ケア児に対するコーディネーター配置することで、より充実した支援を行えるように体制の整備を図ります。

- 「医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置」の数値目標等

項目	数値目標等
協議の場の設置	1か所
コーディネーターの配置	1人

4 障がい児の総合的な支援体制の構築

障がい児の適切な支援を行うため、妊娠中から就学まで積極的な関りを持ち、幼児健診等により障がいの早期発見と適切な支援を行なうための体制の整備を行います。

本町では、新たに開設した子育て包括支援センター、こども園の障がい児保育、小中学校の特別支援教育等の各機関・部門が連携を図り、将来を見据えた最適な支援を一貫して行えるようにするため、ライフサポートファイルを積極的に活用し、子どもの成長記録や個々の状況などの情報共有を行う場を設置し、個別支援体制の強化を図ります。

- 「障がい児の総合的な支援体制の構築」の数値目標等

項目	数値目標等
協議の場の設置	設置

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい児福祉計画のサービスメニュー

障がい児に係る福祉サービスの内容は下記のとおりです。

事業名	事業内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。
医療型児童発達支援	看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、授業の終了後又は休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。
障がい児相談支援	通所サービスを利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

1 その他事業

(1) 療育支援コーディネーター事業

障がいに関する専門性が備わった臨床心理士を配置し、障がい児が一貫した療育支援を受けられるよう各関係機関と連絡調整を行います。長生圏域で「中核地域生活支援センターひなた」に事業を委託し、平成30年から実施しています。

第2節 障がい児支援の見込みと提供体制の確保策

サービスの利用実績および見込み

区分	単位	第1期見込			第1期実績			第2期見込		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用者(人)	5	5	5	6	8	4	5	5	5
	利用量(人日/月)	25	25	25	27	40	33	25	25	25
医療型児童発達支援	利用者(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者(人)	7	8	9	6	5	4	5	5	5
	利用量(人日/月)	75	80	90	68	66	51	70	70	70
保育所等訪問支援	利用者(人)	4	4	4	1	1	2	2	2	2
	利用量(人日/月)	1	1	1	1	1	1	2	2	2
障がい児相談支援	利用者(人)	3	3	3	1	1	3	3	3	3

【事業量の見込みおよび確保策】

本町をはじめ、長生圏域では少子化の影響による子どもの減少が進んでいます。

また、町内においては障がい児に対する事業所がなく、長生圏域内でも少ない状況です。そして、利用できる事業所の選択肢が少ないため、実際にサービス利用に係る保護者の負担も大きくなっています。

本町では、療育支援コーディネーターや聴覚障害者センターの専門相談員等の活用と、長生圏域内での新規参入の促進や重層的な児童発達支援等が行えるよう、関係機関との協議および連携をより一層強化して対応します。

第5編 推進に向けて

第1章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、健康福祉課が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

また、長生郡市総合支援協議会を中心として、長生圏域内市町村、サービス提供事業所、関係機関等と連携・協働して、計画を推進する体制を整備してまいります。

1 保健・医療・福祉の連携強化

障がいの重度化、中途障がい者の増加に伴い、連携の強化が求められるため、各分野の連携強化とサービスの総合的な提供に努めます。

2 民間企業の参画推進

公共職業安定所をはじめ、関係機関と連携し、民間企業における障がい者雇用の啓発促進を図ります。

3 町民の参画

町民一人ひとりが思いやりを持ち、障がいに対する理解を深めることができるよう、広報活動の充実や、福祉ボランティア等に関する学習の機会の拡充を図ります。

4 人材確保と育成

本計画を推進するにあたり、不可欠である専門職員をはじめ、ボランティア等の福祉的人材の確保・育成に努めます。

5 推進体制の確立

一貫した施策を実施できる体制づくりに向け、関係各担当部署が、計画の遂行状況や随時評価を行いながら実施に努めます。

第2章 財源の確保

障がい福祉サービスをはじめとする公的福祉サービスの充実や、地域での支えあいのネットワークの強化を図るために、町財政において、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請してまいります。

長柄町障がい者基本計画
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行 令和3年3月 長柄町
編集 長柄町健康福祉課

〒297-0218

千葉県長生郡長柄町桜谷712

TEL 0475-35-2414

FAX 0475-35-2459

e-mail fukushi@town.nagara.chiba.jp